

## 扶養の資格確認

健保組合では毎年、扶養認定されている方を対象に資格確認（検認）を実施しています。検認の際には証明書類の提出が必要になります。検認の実施時期につきましては、12月にご案内を送付し、翌年1月末を提出期限といたします。

この検認により被扶養者の適正な認定を行うとともに、保険給付、および高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に行っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 扶養の資格基準

#### ●被扶養者の範囲

被扶養者の範囲は、被保険者の三親等以内の親族で、主として被保険者により生計を維持されている75歳未満の方です。ただし、三親等内であっても被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係含む）、子、孫、弟妹以外の方は同一世帯

に属することが要件となります。

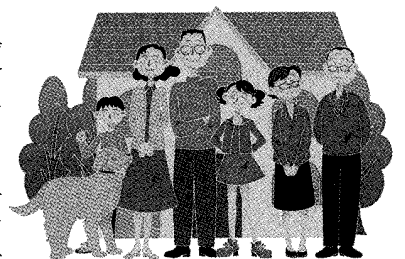
なお、現行、兄弟は同一世帯に属することが要件となっておりませんが、平成28年10月1日からは同一世帯に属する要件がなくなります。

#### ●被扶養者の収入目安

年間収入が130万円未満（60歳以上または概ね厚生年金法による障害年金の受給要件に該

当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であることが目安となります。

また、同一世帯に属していない場合には、収入が被保険者からの援助（送金）額より少ないことが要件に加わります。



## 扶養資格の Q & A

**Q** 資格確認（検認）の際の証明書類はどのようなものですか？

**A** 学生の場合は、学生証の写し等になります。収入のある方については、源泉徴収票の写・給与明細書の写・雇用契約書の写のいずれかが必要になります。年金収入がある場合は、年金振込通知書の写や年金額改定通知書の写が必要です。また、同一世帯に属していない場合は、送金の証明（銀行の振込明細等）を確認できるものがが必要です。

なお、無職で無収入の場合は、非課税証明書が必要となりますが、事業主の証明書でも差し支えありません。

**Q** 現在被扶養者の父母が別世帯になります。どのような手続きが必要でしょうか？

**A** 同一世帯に属していない場合は、被保険者からの仕送り等により生計を維持されていることが要件になります。

そのことから、生計を維持されていない場合は、被扶養者からの削除手続きを被扶養者（異動）届の提出により行ってください。

**Q** 被扶養者の妻の収入が、基準額を超えてしまいました。どのような手続きが必要でしょうか？

**A** 被扶養者（異動）届の提出により、被扶養者からの削除手続きを行ってください。なお、削除日は超過した月の翌月1日付となります。

**Q** 被扶養者の父（67歳）が、後期高齢者医療制度の障害認定を受けました。どのような手続きが必要でしょうか？

**A** 被扶養者（異動）届の提出により、被扶養者からの削除手続きを行ってください。なお、65歳以上75歳未満の方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方は、障害認定日が削除日となります。